

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

宮崎県知事 河野 俊嗣



1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県庁舎建築物環境衛生管理等業務委託
- (2) 委託内容 宮崎県庁舎の建築物環境衛生管理等業務
- (3) 委託場所 宮崎県庁本館、附属棟、1号館、2号館、3号館、6号館、7号館、8号館、9号館及び10号館（以下「本庁舎」という。）
宮崎市橋通東2丁目10番1号ほか
- (4) 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 最低制限価格
最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。
なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。
- (6) 入札方法
ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、入札参加資格確認申請書提出期限時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (5) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- (7) 次のア～ウの要件を全て満たす者を、3名以上有していること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項の規定に定める「建築物環境衛生管理技術者免状」を交付されていること。
 - イ 本庁舎以外の建物において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条第1項に定める「建築物環境衛生管理技術者」として選任されておらず、本庁舎の建築物環境衛生管理技術者に専任できること。
 - ウ 会社と直接雇用関係にある社員であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 期間 平成31年3月1日から平成31年3月22日まで（土曜日、日曜日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 平成31年3月1日から平成31年3月8日まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 平成31年3月1日から平成31年3月8日まで
(土曜日及び日曜日を除く。)
- (3) 方法 持参に限るものとする。

6 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、平成31年3月14日までに通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 平成31年3月22日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る。）
- (4) その他 入札書には、前項に定める入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

8 開札場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁7号館4階会議室743号室 宮崎市旭1丁目3番6号
- (2) 日時 平成31年3月25日 午前10時20分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7290

13 その他

- (1) この条件付一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札は平成31年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (3) 業務の公平性を確保するため、「本委託業務」と次の委託業務については、同時に受託できないこととする。

・「本庁舎における清掃業務」

このため、平成31年3月22日開札予定の平成31年度の本庁舎の清掃業務のいずれかを落札した者については、本委託業務への入札は行わないこと。

なお本庁舎の清掃業務の開札日（平成31年3月22日）前に本委託業務への入札を行い、本庁舎の清掃業務のいずれかを落札した場合については、本委託業務への入札は無効とする。